

前橋市告示第 360 号

前橋農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定により当該変更後の前橋農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月13日

前橋市長 小川



- 1 意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定による、住民からの意見書の提出はありませんでした。
- 2 変更後の前橋農業振興地域整備計画書の縦覧
令和7年6月13日以後。ただし、前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日を除く執務時間内とする。
- 3 変更後の前橋農業振興地域整備計画書の縦覧場所
前橋市役所農政部農政課及び市ホームページ